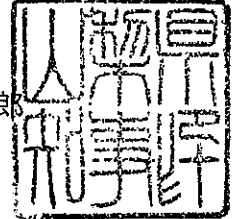


第8号様式（第8条関係）

世富第1979号
令和5年3月27日

ふじ企画株式会社
代表取締役 中川 和男 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）山中湖村旭日丘分譲別荘地に係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和5年2月16日付けで送付された景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化部
世界遺産富士山課富士山保全企画担当
TEL 055-223-1330

(仮称) 山中湖村旭日丘分譲別荘地に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：ふじ企画株式会社
代表者の氏名：代表取締役 中川 和男
主たる事務所の所在地：山梨県南都留郡山中湖村平野506-704
- (2) 対象事業の名称
(仮称) 山中湖村旭日丘分譲別荘地
- (3) 対象事業の種類
宅地の造成の事業
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 60,100.00㎡
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰501番1外

2 意見

(1) 全般的事項

- 既存樹木をどの程度残すかによって景観への影響が変わってくるが、資料がないため判断できない。詳細な資料を追加すること。
- 分譲する際に、既存樹木をある程度残すような条件を付与できないか検討すること。

(2) 個別的事項

その他の個別的事項については別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。